

障がいがあり介護を必要とする人への手当制度をご存知ですか

問・申 福祉課 障がい福祉係
 ☎ 773・6667
 ☎ 773・6723

特別障がい者手当

対 20歳以上で、精神か身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の人
 ※特別養護老人ホームなどの施設に入所した時や病院などに3か月以上入院した時は資格がなくなります

障がい児福祉手当

対 20歳未満で、精神か身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童（本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給に制限あり）
 ※施設に入所した時は資格がなくなります

共通事項

申請に必要なもの

- ・ 診断書（指定の様式、日付が申請月かその前月のもの）
- ・ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

- ・ 本人名義の預金通帳
- ・ 障がい者手帳（交付を受けている人）
- ・ マイナンバーのわかるもの
- ・ 受給している年金（恩給含む）の種類と金額がわかるもの

※申請書類は窓口にて用意があります

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過福祉手当の受給額（令和4年4月）

4月から各手当の受給額が改定されます

- ・ 特別障害者手当 27,300円
- ・ 障害児福祉手当 14,850円
- ・ 経過福祉手当 14,850円



4月の城内診療所 診療担当医師(予定表)

受付・診療時間 午前：月曜～土曜 〈受付〉 8:00～11:00 〈診療〉 9:00～
 午後：火曜・水曜 〈受付〉 12:30～15:00 〈診療〉 13:30～

◎来院時はマスクの着用をお願いします。

【問合せ】 城内診療所 ☎ 775・2009

月		火		水		木		金		土		日
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日
※月・木・金曜日の午後は、新型コロナワクチン接種のため、一般診療はお休みです。ご理解とご協力をお願いします								1日		2日		3日
高橋	※	田中		松田		高橋	※	高橋	※	福本	休診	休診
4日		5日		6日		7日		8日		9日		10日
高橋	※	田中		松田		高橋	※	高橋	※	福本	休診	休診
11日		12日		13日		14日		15日		16日		17日
高橋	※	田中		松田		高橋	※	高橋	※	休診		休診
18日		19日		20日		21日		22日		23日		24日
高橋	※	田中		松田		高橋	※	高橋	※	高橋	休診	休診
25日		26日		27日		28日		29日		30日		
休診		田中		松田		高橋	※	休診		休診		

